



報道関係各位

平成 30 年 3 月 30 日

一般社団法人 日本在宅介護協会

【アンケート】情報セキュリティ対策状況に関する会員アンケートを実施 - 対策状況は概ね良好も、情報の持ち出し対策の遅れが浮き彫りに -

一般社団法人 日本在宅介護協会(本部:東京都新宿区、会長:浅野芳生、以下「日本在宅介護協会」)は、会員企業の情報セキュリティ対策の実施状況の把握及び業界としてのレベル向上のための施策・活動に役立てることを目的として、関東地区の会員企業 86 社を対象に「情報セキュリティ対策状況に関する会員アンケート」を実施しました。

今回の調査結果のポイントは以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

【調査概要】

調査対象: 日本在宅介護協会の関東地区会員企業(86 社)

調査期間: 平成 29 年 11 月 28 日(火)~平成 29 年 12 月 27 日(水)

調査方法: 対象企業に対して調査票を送付。調査票による回答もしくはインターネットの回答
サイトからの回答

有効回答数: 23 社

なお、本調査は、日本在宅介護協会 正会員 総合警備保障株式会社(ALSOK)(本社:東京都港区、代表取締役社長:青山 幸恭)の協力を得て、実施した。

【調査結果トピックス】

- (1) 改正個人情報保護法に対しては概ね理解が進んでいるものの、約 2 割の企業が組織として適切に守られているか、不安を感じていることがわかりました。
- (2) 6 割以上の事業者が情報漏えいを実際に経験し、8 割近くの事業者がヒヤリハットを経験。業務と情報漏えいが隣り合わせであることが浮き彫りとなりました。
- (3) 情報セキュリティ対策の状況については概ね良好であるが、一部持ち出し管理などの対策が遅れているほか、事業規模によってセキュリティ意識に差異が見られました。

介護業界は取扱う個人情報が多いという特性がある中、会員企業に対して情報セキュリティの対策状況を調査したのは今回が初めてで、その実態を知る貴重な機会となりました。

情報セキュリティのレベル向上には、公的なガイドライン等を参考に優先順位をつけて、段階的な向上、見直しに取り組んでいくことが重要です。日本在宅介護協会では、今回の調査結果を参考に様々な情報発信や会員への働きかけ等の取り組みを、今後も継続して実施して参ります。

以上

【本件に関する問い合わせ窓口】

一般社団法人 日本在宅介護協会 事務局

電 話:03(3351)2885 (平日 9:00~17:00)

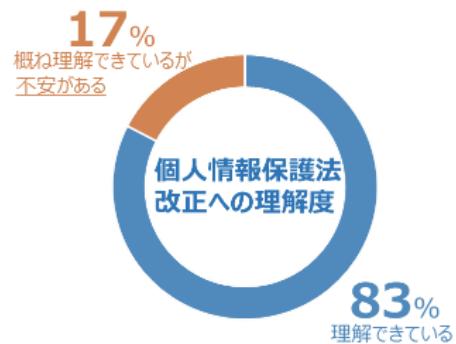
F A X:03(3351)2887

E-mail zaitaku@zaitaku-kyo.gr.jp

<http://www.zaitaku-kyo.gr.jp/>

改正個人情報保護法に対する理解度は概ね良好 一部には不安も見受けられる

改正個人情報保護法に対する理解度については、83%の事業者が「理解でき業務に応用している」と回答する一方で、17%の事業者が「概ね理解できているが不安がある」と回答しました。



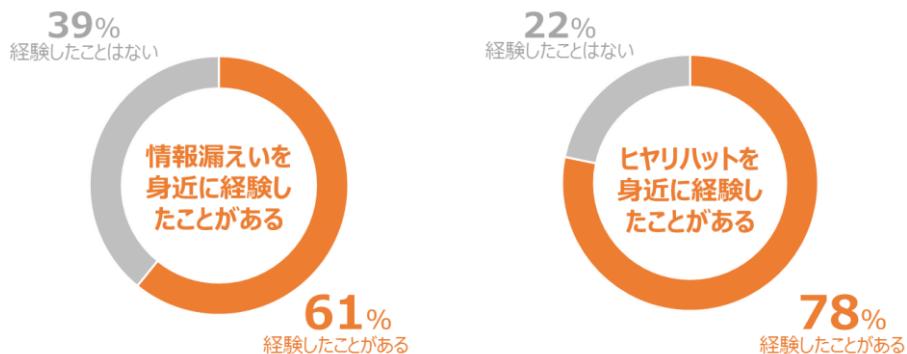
個人情報保護法に関する相談先は弁護士

個人情報保護法に関する相談先は弁護士が78%と主な相談先であることがわかりました。ただし、これは各事業者が顧問弁護士を用意し、常時相談できる環境を意味するものではありません。また、大規模事業者の中には「社内の法務部門」、「契約しているコンサルティング会社」という回答も見られました。



個人情報の漏えいは業務と隣り合わせ

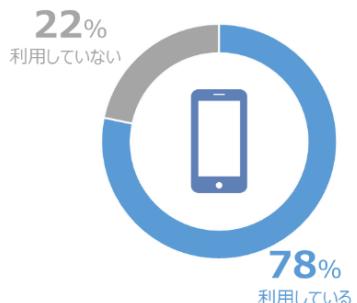
個人情報の漏えいを感じた経験の有無（複数回答可）については、61%の事業者が「身近に経験したことがある」、78%の企業が「ヒヤリハットを経験したことがある」と回答し、事業規模に関わらず、多くの事業者が情報漏えいを身近に経験していることがわかりました。



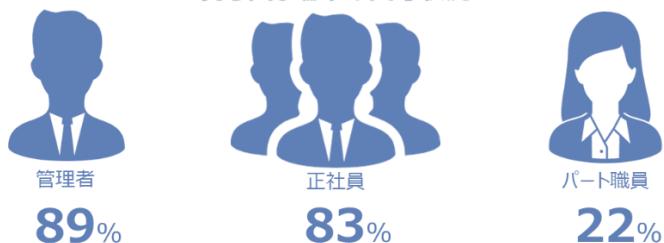
約 8 割の事業者が業務で持ち出し端末を利用

事業規模に関わらず、80%の事業者が業務上、スマートフォン、タブレット、携帯電話などの持ち出し端末を利用しています。

また、その主な利用者（複数回答可）は、「管理者への貸与」が 89%、「正社員への貸与」が 83%、「パート職員への貸与」が 22%となりました。介護業界の特徴として、正社員、パート職員問わず、人員の出入りが多いことが挙げられることから、定期的な教育やセキュリティ対策の導入等が重要といえます。



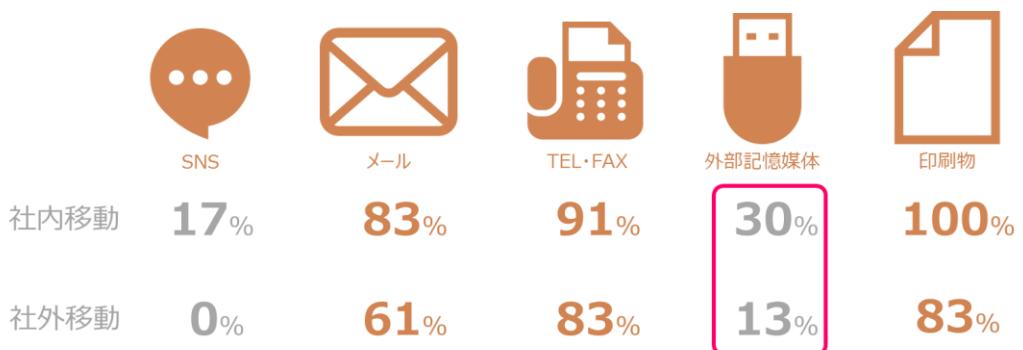
持ち出し端末の貸与状況



個人情報の移動手段は紙・FAX・電子メールが主流。 ただし、外部記憶媒体での持ち出しも行われている

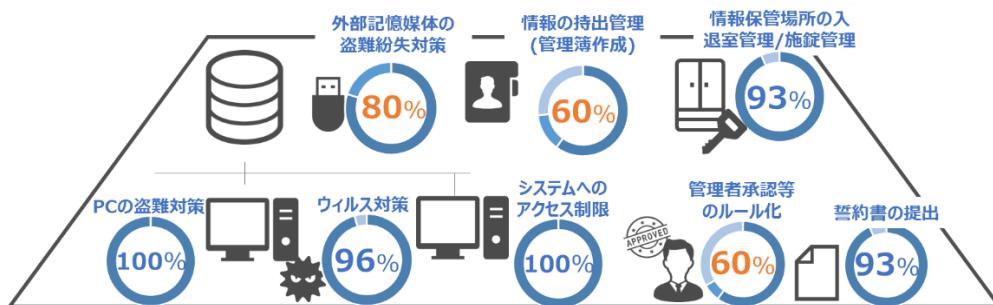
事業規模に関わらず、多くの事業者において紙・FAX・電子メールを利用して個人情報を移動することがわかりました。これは社内移動・社外移動にかかわりません。

また、外部記憶媒体を利用している事業者も一定数見られたほか、社内の移動手段に SNS を利用していることがわかりました。大規模事業者では、一部で個人情報の移動のためのシステムを導入していることもわかりました。



セキュリティ対策の実施状況は概ね良好 ただし一部に実施の遅れが見受けられる

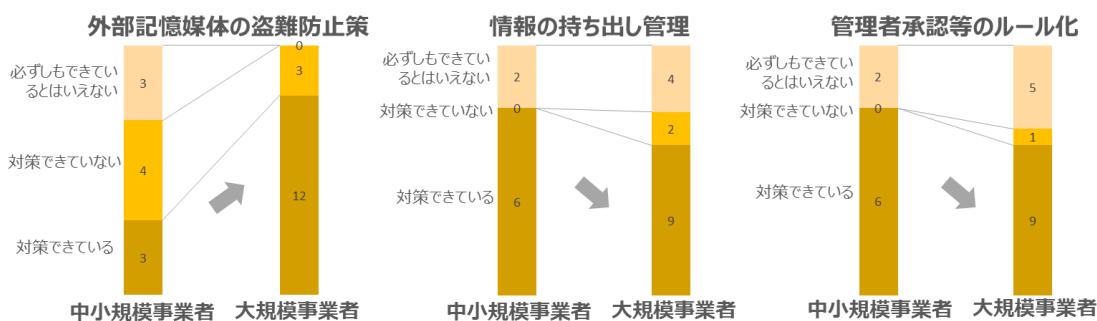
全体としてセキュリティ対策は概ね実施済みであることがわかりました。本項目は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド」（平成 29 年 4 月 14 日 個人情報保護委員会、厚生労働省）において必要な安全管理措置の項目に含まれているもので、多くの事業者が対応しているものと思われます。ただし、「外部記憶媒体の盗難防止策」、「情報の持ち出し管理(管理簿作成)」、「管理者承認等のルール化」の技術的対策および運用ルールの策定について、対策の実施に遅れが見られます。



事業規模によりセキュリティ意識に違いが見受けられる

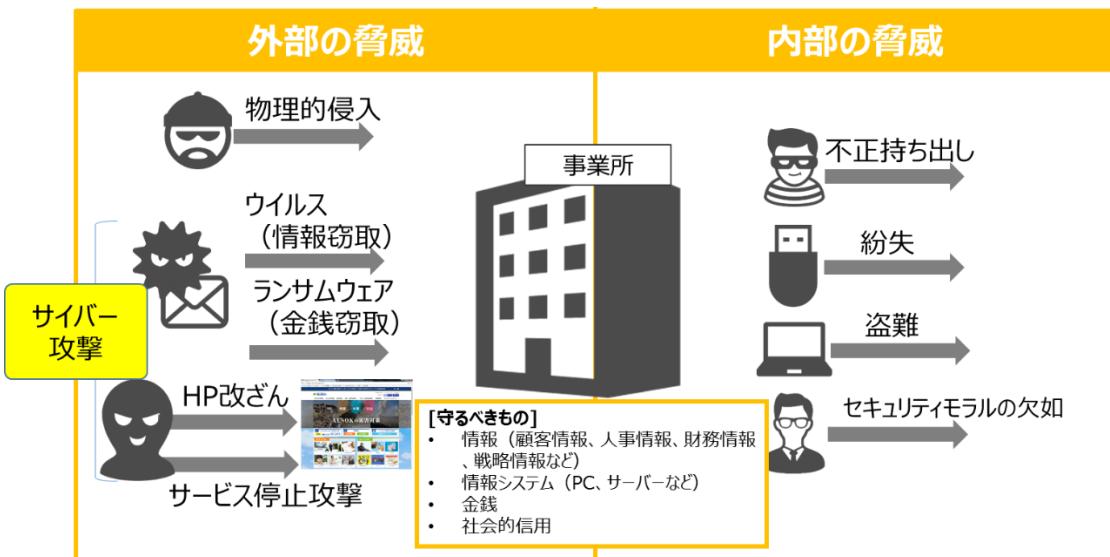
「外部記憶媒体の盗難防止策」、「情報の持ち出し管理(管理簿作成)」、「管理者承認等のルール化」の 3 つの対策については、事業規模（従業員数を 300 人を基準に分けた場合）によっても以下の違いが見られました。

- 「外部記憶媒体の盗難防止策」は、大規模事業者がより対策が進んでいる
 - 「情報の持ち出し管理」「管理者承認等のルール化」は中小規模事業者がより対策が進んでいる
- 「外部記憶媒体の盗難防止策」は、技術的対策が有効であり、費用が発生することから大規模事業者の対策が進んでいることが考えられます。「情報の持ち出し管理(管理簿作成)」「管理者承認等のルール化」は、規程や運用の整備により対応が可能であり、管理対象（従業員数）の少ない中小規模事業者の対策が進んでいることが考えられます。また、大規模事業者のほうがより詳細・具体的にリスクを認識しているために、「対策できていない」と現状を認識している可能性もあります。



アンケート結果に対する提言

いまや介護事業者には様々な脅威が存在します。損なわれることで事業継続は困難になる資産は何か、外部からの攻撃、内部の不正双方のリスクを考えることが必要です。



介護事業者を取り巻く脅威の例

また、介護業界は特に預かる個人情報が多く、更には介護保険制度上、情報漏えいは指定取り消しにも発展しかねない問題であり、以下の点について特に留意することが必要と考えます。

- 業務上取扱う情報がサイバー攻撃や不正によって漏えいしてしまうリスクがあるという認識を持ち、実際に起きてる各種事故やヒヤリハットの事例を参考にした、組織的なセキュリティ向上が欠かせない。
- 組織の規模や予算、人的リソースが限られる中、ガイドライン※を参考に優先順位をつけて取り組み、段階的な向上、見直しを行うことが重要である。
※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省)
- セキュリティ対策については、キャビネットや建物の出入り管理等といった物理的対策や、パソコンやスマートフォンにおけるサイバーセキュリティや USB メモリ等での不正な持ち出し制限といった技術的対策だけでなく、組織で働く全ての人間が個人情報漏えいによる評判低下や社会に与える影響を正しく認識して業務にあたるよう普段からの教育や啓発が欠かせない。